

【建設部関係】

議案第 93 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 7 回）

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 伊豆市のマークのついた補正予算資料、建設課の担当ですけど、農林水産業費ということで、県単の要するに農業の整備の測量ということで、それが今度は道路新設改良費のほうに変わってるではないですか。

それで 2 ページ目ですけど、前のページで市債が企画財政課に入ってるものですから。少しややこしいので、もう一度整理して説明していただけますでしょうか。

A まず今回の計画は、中学校の自転車通学路の検討を進める中で、県道とか、小川遠藤橋線、バス通り、交通量の多いところではなくて少ないところを通したいということで、検討を進めておりました。

その中で、中伊豆方面から、田代から加殿にかけて耕地の中を通せば、交通量も少ないので安全だろうと。その場合、田代から加殿地区の境付近で 1 か所つながってないところがありましたので、そこを自転車が通れるように改良しようということで、耕地の中で当初、農業事業として、財政的に補助金などを見込めるだろうということで考えておりましたが、少しいろいろ問題もございまして、地区とも話し合った結果、バス通りである小川遠藤橋に歩道を広げて、自転車の通行を安全に通れるように確保しようということで計画を少し見直すことに伴いまして、農業費から道路改良費に、測量設計の予算ですけど、これに移して、執行していこうということで、それに伴いまして財源等の調整もございましたので、あわせて今回繰越しも今とは異なりますのでお願いしておりますので、それぞれにいろいろなところに、この 1,000 万円が、この補正予算に計上されている状況でございます。

Q 今のお話ですと、最初は、小川遠藤橋線ではなくて、農道、畑か田んぼか分からないですけど、そちらに道を新たにということだったので、それを使うことによって、県の補助金もおきるだろうということだったけど、これが建設部の建設課に移行したことによって、補助金等とはなくなって、真水のお金でやるようなことになるのでしょうか。

それとも、ある程度、またそういう財源を探して県等の補助があるんでしょうか。

A こちら最初は農業の補助金をもらう予定でございましたけど、市道に変えましたので、市道の交付金を要請して工事を進める予定であります。

Q 補助率、それはそんなに変わらないということですか。

A 補助率は両方とも 50%になりますので、変わらないです。

(討議、討論、採決) 総務部、総合政策部及び危機管理課所管分と併せて行う

議案第 95 号 伊豆市営住宅条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

議案第 102 号 土地改良事業（本堤池地区）の緊急防災工事計画の策定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 確認ですけど、本堤というのは、土肥地区の小下田の上にある池で私もよく承知してはいますが、この緊急防災工事計画という名前を聞くと、もう何か非常に危なくて、直ちにかからなければいけないようなイメージが沸くのですが、その緊急防災計画というのは、そういう事業があって、それに当て込んでこの名前をつけてやっていくことでいいのでしょうか。

なにか、亀裂が入ったので危ないから、取りあえず計画を立てるとするのはちょっとニュアンスが違うと思うんですけど。そこを改めてもう一度ご説明願います。

A こちら緊急防災の計画につきましては、溜め池ですけど、東日本の地震のときに、溜め池の決壊によっていろいろな被害が起きました。

それをもとに、国内の溜め池を調べる中で、家屋などに被害を及ぼす恐れのある溜め池を重点溜め池として、本堤におきましては、令和2年12月24日、知事により重点溜め池として指定されております。

ここにつきましては下流域に民家等もありまして、決壊したとき被害が想定されるということで、緊急の防災計画をつくって改修しようということで、令和4年度に、最初に現況の測量と概算の設計、令和5年度に周辺の工事や受益などの調査を受けて計画をまとめまして、今回この議会で緊急の計画を議決いただきたいということでございます。

Q 分かりました。そうしますと、最終的に計画ができて、もう一度現地を確認して、危険だと分かっているならば、なるべく早く東海南海トラフ地震も起こる可能性があるので、工事を進めていただきたいですが、実際の工事に入る計画、日程みたいなものは、およそで想定しているのでしょうか。

A長 今回議決を受けました後、令和7年度で実際の工事の詳細設計をやります。令和8、9年の2年間かけて工事をやる予定であります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

議案第103号 土肥温泉事業の公共施設等運営権の設定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 議案書によりますと、2ページ目に、公共施設等の運営権にかかる内容がここに書かれています。

本会議の議案質疑で、新しい会社、土肥温泉 PFI ソリューションズ、この会社というのは、いろいろな事業を行う中の一つの温泉事業というのは駄目で、この温泉事業に特化した会社ということで、そこで利益が出ていても、ほかの事業で赤字になると、会社自体が危険になるということで、多分そういう設定になっていると思いますけど、30年間とのことで、ここに書かれてる内容の業務以外は、この会社は事業ができないという認識でよろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

A この会社 PFI ソリューションズですけども、特別目的会社ということで、この温泉事業に特化した会社となります。

したがって、他の事業が入りますと温泉以外で苦勞した場合に、もしかするとこちらのサービス低下の恐れがあるということで、それを防ぐために特別目的会社という設定をさせてもらっております。

この内容ですけど、議案書に書いてありますとおり、運営等の内容ということで、温泉の運營業務と合わせて維持管理、保全業務をやっていただくことになります。

ただ今後ですけども、この温泉の活用という部分では、まだいろいろと民間としてのノ

ウハウをいかして、さらなる利用促進というのが考えられるのではないかというふうに考えております。

したがって、そのための設備投資等をするに当たってはやはり、30年という長期間がないと借入れとか、そこから収益を生むということが難しいということで、30年という契約期間を設定しております。

Q そうすると活用ということで、例えば今までは、旅館とかホテルとか個人の家には配当することしかなかったのですが、例えばビニールハウスで温泉栽培をするということも可能になってくるわけで、そういうことの業務も行っても良いという話でしたが、それで大丈夫ですかという確認です。

A もちろんまず安定経営、これが一番のこととなります。

その後ですけど、やはり余剰の部分に関して先ほど申されました、養殖とか、あと熱利用ですね、このようなことも実際今、旅館などでは、熱を取って、そこからシャワー用のボイラーに回す水を少し温泉で温めて燃料を削減するとか、そういう活用なども行われているということで、そちらへも回してもらえると考えております。

Q 土肥の温泉そんなに熱くないですけど、セントラルヒーティングというか、床の下に管を通して南伊豆の方なんかはそれで部屋を暖めたりしていますよね。

そういうことも可能になってくるっていうような今、答弁だったのですが、もともと温泉事業って、利益が出ていたわけではないですか。それでコンサルを入れて、しっかりと管路等を確認して、これだったらPFI法に基づいて、民間の事業でも、オーケーになるっていうようなニュアンスで、今ここまで進んできたと思うのですが、最終的な金額。要するに、指定管理だと指定管理料みたいのがあるではないですか。そこがどうなっているかというのは、この議案とはちょっと関係ないのかもしれないけど、運営権に関していったら、どのような話合いにこれから持っていくのかという方向性だけお願いします。

A 今回のPFI法に基づくコンセッション方式ですけども、運営権を担保し、それを民間の方に活用してもらいまして、大きな特徴としまして料金収入、これ通常ですと一度市で受けて、委託で出しているかと思いますが、このコンセッション方式につきましては、その料金を直接事業者が受ける形となります。そしてそこから会社としての利益を生んでいくということとなります。

その一方で私どもは運営権をその会社に付与するわけですので、それに対する運営権の対価としてお金をいただく予定としております。

その金額については、運営権設定の議決の後ですけども、事業者と実施契約を結びま

して、その中で運営権対価というものを今後、折衝していくこととなっております。

Q 説明を聞いていたら、もう一つ聞きたくなりました。

これもともと公営企業会計で伊豆市が今までちゃんと決算書を作って、議会に報告もしていたのですが、こうなると事業がなくなるということで、企業会計からはなくなっていく。そうすると、行政の負担としても、今まで決算書を作るなどがかなり人件費掛かったと思うので、そこは削除できるという考えでよろしいですか。

A そのとおりでございます。

今度の3月の予算では、今まで上下水道課として水道、下水、温泉の3会計を企業会計で持っておりましたが、次回の予算からは上水道、下水道の2会計となります。

(委員外議員) 飯田委員外議員

(委員間討議) なし

(討論) あり

(採決) 挙手多数。原案可決。

【総務部関係】

議案第93号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) 黒須委員外議員

(討議・討論・採決) 建設部、総合政策部及び危機管理課と併せて行う

議案第105号 工事請負契約の締結について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q コンピューター棟だけを残して改装して後のところは更地にして、他の部分って地域づくり協議会で芝生化したわけですね。今回ここを更地にした後というのは、やはり全面芝生にするような協議みたいなものも地域づくりと行ってるんでしょうか。

A 今のご質問ですけれども、現在グラウンドにおきましては、地域づくり協議会で、芝生を張って管理をしていただいております。

今回主にプールとか体育館とか、そこを解体することによって更地になります。

その解体した後の管理をどのようにしていくというのは、まず解体をしてすぐに土を入れるとか芝生を張るとか、その辺のところはまだ今後協議をしていく状況です。解体して整地をして、その整地した状況を実際に見ていただいて、今後どうするかということで、今考えております。

Q 今整地という話が出たんですけど、一般的に建物を壊して整地というと、土なのかちょっと砂利を入れて、バラにするのかという。そこまでやるわけですね。壊して基礎がむき出しになってることはないということで、その整地っていうのはどういうものなのかを、すみませんもう一度お願いします。

A 一般的に建物を解体しますと、土を入れたり整えたりはしますが、今回の場合、解体した後の建物の基礎ですとか、残りのガラ等の廃材は当然撤去します。

ただ整地という表現が、どこまでのレベルかというところの確認だと思うんですが、特に土等入れずにガラとか基礎を排除し、平らに整えておくという状況で留めておくということでございます。

Q わかりました。砂利を敷いてしまうとまた芝生をもし植えるとなったときにそれを取らなければならないということで、あくまでも平らにして、そのあとの協議については地域づくり、或いは行政として考えていくってということで確認が取れましたので、質疑を終わります。

Q 今の関連ですけど、工事の後からじゃなくて、今現在どんどん協議すればいいと思ったんですけど、なぜ工事の後になるんですか。無駄な工事が入るような気もしないでもないですけども。

A おっしゃるとおり、現段階ですべて今後の利活用等を定める事までできれば、非常にそれは私も一番よいことだと考えております。

ただし、解体に関しまして、今後、この広場は災害等の有事のときに、いろいろな使い方ができるようなことも想定しておりますので、今現在、実際に管理するところが地域づくり協議会になるのか他の団体になるのか、その辺のところは今後協議するということは前にも申し上げたかもしれませんが、現在において、確実なことが決まっていない状況です。

A 協議はしております。もちろん協議会とは。

ただ協議会の方ではこの建物がある中ではちょっとなかなか想像ができないっていうところもあって、実際に芝生を広げるっていうことも考えますし、ちょっと芝もこれ以上やるのは難しいっていうのもあるでしょうから、その規模感が今ちょっと掴めないもので、

壊してからもう一度協議しましょうという話になっております。

Q 協議の中でそういう話になってるってことですね。それならわかりました。

その中で1つ確認させてください。大きい楠の木があるんです。これは残るって図ですかね。それは支障がないんですか。もし残るならば、何か大型ヘリが来るとのことです。

A グラウンドの現在の木ですけども、前回の全員協議会の際、委員から木の関係でご質問がありました。まず結論、大きな楠の木は残します。

これは地元の協議の中で、要望としてそこは残してくれということで、追加して申し上げますと、北側の八岳集会所方面の、桜の木があるんですけども、そこも残します。

撤去するところは、東側のグラウンドの現在体育館ですとか、プールの前に立っている木並びに現校舎の前の木、その辺は伐採抜根することで進んでおります。

支障があるかないかということで、自衛隊の大型ヘリや中型ヘリが離着陸に影響があるかどうかということにつきましては、実際に自衛隊に確認まではしていませんが、ヘリコプターに関しましては、ホバリング等もできますので、有事の際に、そこは大丈夫だとは、私自身では支障ないものであると考えております。

Q 大前提がそういった防災自衛隊ヘリで、その事前に調整もしていなくて、本当に大丈夫ですかって、今の説明では思ってしまうんですけど。

A そうですね、確かに災害等の有事のときの拠点として、ヘリコプターも離着陸できるような広さになると、市長もそのように説明をしてと思います。

ただし検証ですね、ヘリコプターが離着陸できるかどうかということも踏まえて、地元と協議して木を全部取るのか、その目的1点にとらえて木を切ってしまうかの議論までは至ってないという状況でございます。今後自衛隊の着陸の訓練等も予定をしていますが、その中で事前に確認するとか、今後木があることが支障になることが確認できたら、地元と木を切ることの協議を考えております。現時点では残すということでございます。

Q 追加工事、追加工事と出るものですから、経費の無駄を避けるために、事前に仕事の準備をしてから工事に入ったらいいんじゃないかと。しかも大義名分が防災ということですから、その防災の検証とか図上のチェックもしないでいきなり壊すみたいな印象に聞こえてしまったんです。

事前にそういった調整をしないのか不思議ではないかだったので質問させていただきました。

A 壊した後のグラウンドの広さ自体は、大型は十分停められるということですが、ヘリが入ってくる進入方角が、この木があるからというより、周りに民家や山があるので、八岳

集会所側から入ってくることであれば、大型のヘリも停められるということで、今回も一応そこは確認しております。

Q その確認っていうのは、自衛隊と確認したって意味で取っていいんですね。自分たちの内部で確認したってということではないですよ。

A 私その時に担当の課長だったので、自衛隊に実際来てもらってはいませんが、自衛隊から大型のヘリの縦横の離着の距離、進入方角など書類でもらってまして、それを実際に測った結果、問題ないということで、当時、地元の方にも体育館を壊すことによって大型ヘリが停まりますという説明をしております。

(委員外議員) 木村委員外議員、青木委員外議員

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

【総合政策部関係】

議案第 93 号 令和 6 年度伊豆市一般会計計補正予算（第 7 回）	【所管科目】
-------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 建設部総務部及び危機管理課、所管分と合わせて行う

議案第 94 号 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金所基金条例の廃止について
--

(補足説明) なし

(質 疑) なし

Q この条例の関係なんですけど、施行期日の下に 1 番と 2 番とあって、基金の残高があるときには、国庫に返すっていうことだったんですけど、どのぐらいお金が余ってるのかということと、一応いただいたからには、やはり支出として決算のときには出さなければなら

らないと思うんですけど、それを含めた意味で金額を伺います。

A こちらの利子補給基金につきましては、積み立て額といたしましては 4,640 万円です。

利子補給した実績額といたしましては、4,157 万 9,000 円。差し引きで 482 万 1,000 円が基金の残額として残りましたので、こちらを国庫に返納したということになります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員、原案可決

【危機管理課関係】

議案第 93 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 7 回）【所管科目】
--

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 96 号 伊豆市消防団条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 私も定員を過去に減らしたらどうかといったら、その時は維持しなきゃいけないとかと
いったのですが、今回 400 にした理由、なぜ 400 なのか教えてください。

A まず現団員数が、4 月 1 日現在で 352 名となっております。

昨年度の新入団員、また機能別消防団員、それらの実績から見ると、来年度 400 名ぐら
いになるだろうと想定して、今回 400 名という設定をさせていただきました。

Q 過去にはその定員が大事だっていうことだったような気がしたんですけど、年齢を上げ
て定員を確保するとかそういうことは考えないで、数を減らすことになったっていうこと

なんですかね。それは財政面からなのか、災害等も踏まえてこれで大丈夫なのか教えてください。

A 年齢を引き上げて団員数を確保するというのも、今、機能別消防団員、一回やめた OBの方を、また再入団していただいているところで、そういったことで団員の確保をしております。しかしながら、やはり少子化に伴いまして、若い方々の入団というのが、なかなか今難しい状況になっております。

それらを何とか打開するために、女性消防隊を立ち上げて、PR活動に努めるなど、団員の確保を今後も続けていきたいと思います。合併した当初は多分 800 名弱くらいいたと思いますので、400 名では、やはり消防力、また地域力の防火対策など、それらが若干落ちている可能性もありますが、今の団員の方も常日頃の訓練等々を行っておりますので、それなりに消防力というのは維持されていると思っております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【産業部関係】

議案第 98 号公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 自然公園内にある左に階段を上がるとある、吉原観音さんのことについて、このままシダックスさんがそこも含めて管理してくれてるかなという、根本的にそういうことです。実は吉原観音さんというのがありまして、修善寺町時代のその前に修善寺村とかそういう時代に社を作って、地域でお祭りしている観音さんがあります。

そこが毎月 17 日に堀切と温泉場地区で役員さんが出て 1 ヶ月に 1 度供養するのをずっと続けてきたわけですが、今の時代とともに維持する、供養をするのは難しいということになりまして、12 月 17 日をもちまして、観音様は修禅寺のお寺さんに、そしてそこに遺族会のなんです、掛け軸もあったものですから、そちらもお寺さんで預かって、中身の物は全部お寺さんに預けて、建物だけ残ったんですね。それは調べていただいたら、

建物は伊豆市のものだということがわかったんですけど、そこの中が全部抜けちゃったわけですね。

それで1ヵ月に1度、当番がいつも吉原観音さんとその戦没者の慰霊碑のあるところは毎月誰かが掃除して維持してきたわけですけど、それがなくなってしまうものですから、シダックスでそれをそのまま引き継いで定期的に1ヵ月に1度というわけにはいかないと考えますけど、しっかりと管理していただけるのかということの確認と、それから今まではその観音さんに行く道路とか、ちょっと変になっちゃいましたからどうしたらいいでしょうっていうと、市で直してくださったりしてたんですけど、そういうところも今後どうなるのでしょうかと思って質問します。

A その観音堂が、施設指定管理の範囲内であるもみじ林の中にあるということは承知しております。

ただ建物については、底地は確かにもみじ林の中なんですけど建物の所有を、市はしているという認識はございません。

過去の経緯からも、お寺さんが建てられたものだとお伺いをしているので、公の施設ではございませんので、指定管理の範囲内ではないです。

今回の指定管理の募集要項というか、そういったところにもその業務として観音堂を管理することは明記もしてございませんので、指定管理者が今後、先ほどおっしゃっていた、月1回掃除するとかということは現時点ではないものでございます。

Q 修禅寺の住職さんの丘球学さんという方が、地域で堀切地区や修善寺地区があんまり仲が悪いからみんなではそこに祠も建ててみんなで酒でも飲めば和むじゃないかというような感じで建てたということは、書物に残っているんですが、そこをみんなで今まで維持してきたんですけど、やはりこういうご時世で、月の17日にいつも集まってやるというのはなかなかできなくなって、またそれも地域や区とかでやっているんじゃなくて、有志でやってるときもあって、私の母たちは女性の会みたいのでやっていて、なかなかそこは定着してなかったものですから、今の役員さんがいろいろ試案して、市もお伺い立ててそしてまた、いろんな過程でやっぱりお寺さんをお願いしようというから、その建物はもう昔のことですのでわからないんですけど、区の方とか、そういうことはわかってないわけですね。だからそれはそれで、どうしたらいいのでしょうか。

これからの今後の役員さんのことだと思いますのでわかりました。

A 前にそのお話を聞いて、市も登記簿等を確認しましたが、登記されていないものですから、所有登記上は所有者がいないような状況なのですが、委員からもその際に教えていただい

たとおり、お寺さんで建てられたのかなというふうには思っております。

ただ、地域の方々から伊豆市観光協会に相談があったようで、観光協会さんが、お堂を使って何か事業を月に 1 回ぐらい展開していきたいと思われている事業者さんがいるようです。

それを何回かテスト的にやって、使い勝手になのか集客の状況なのかわかりませんが、ある程度目安が立てば、場合によってはその方が清掃も兼ねて定期的に何か事業展開をするようなお話もあるようで、今伊豆市観光協会とその事業者の方がお話をされているというのは伺っております。

Q そんな話もちよっと聞いているんですけど、まだ定かじゃないみたいなことでしたので。でもそういうふうに思っ、ちゃんと管理したらいいのかなあという感じがありますので、それとシダックスとは関係ないということですね。はい、わかりました。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）

(補足説明) なし

(質 疑)

Q ひとつ確認させてください。このサンアメニティは非常に良くなってるというお話は聞いてるんですけど、確かあそこ市民は温泉の割引きがありますよね。その利用率っていうのは、市役所で把握してるのでしょうか。

A 割引きといいますか、湯の国会館の料金が条例で定められておりまして、市民以外の方は、それに 2 倍したものが上限と設定されておりますので、内容からしますと、市民だから料金を割引してるというわけではないです。

利用者の中で料金が市民と市外の方と違いますので、そのカウントは我々の方でも報告をいただいているところです。

例えば令和 5 年度につきましては、トータルで 8 万 896 人のご利用があったのですが、そのうち市内の方が 3 万 8,558 人、市外の方が 4 万 2,338 人と、若干市外の方が多くなっ

ております。

これは過去平成 30 年からでも大体そのぐらいの割合で推移しているところですし、令和元年度から 3 年度までは、やはりコロナの影響もあって移動抑制もあったものですから、その年は市内の方の利用の方が若干多くはなっておりますけども、4 年、5 年と元のウェイトといいますか、そういったところに戻っている状況でございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について (萬城の滝キャンプ場)

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 議案質疑でよく説明していただいたのでわかったんですけど、ひとつ確認です。Recamp が指定管理を受けるときに、最終的には、施設を買ってくれるっていうことで進めていて、やはり無理だということでもちょっと残念だったんですけど、ここの経営がうまくいき始めたときには、同じようなお願いは、市としてしていく予定があるのかなのか伺います。

A 今回の指定管理の募集要項の中でも、この指定管理期間中に引き続き売却を前提として協議を行っていくというようなことをお示した上で応募してございます。

ただ Landscape の設立趣旨が、昨日もちょっと申し上げたんですけど、その赤字経営の公営施設の管理運営をしていくというところが、事業の柱になっていきますので、審査会の中でも、その辺りのお話を委員さんから事業者に対して質問をされたのですが、基本的な考えは指定管理という業務をやっていくと。ただ、まだできたばかりの実績を踏まえてですね、そういった買収等も検討していく余地はあるというようなご回答はいただいております。

Q Recamp が撤退したのは最初の計画と何が違ったから、撤退するというのをちょっと詳しく教えてもらえませんか。

A Recamp とは先ほどの委員がおっしゃったとおり、もともとは指定管理終了後の売却とい

うところで、指定管理者として指定をしてというところだったものですから、昨年度、指定管理以後の売却に向けてお話をさせていただいたときに、先方から、想定していた収益を大幅に下回る赤字があって今後の継続が難しいといっておられました。

Q ですから想定した数字の違いとか、何が違ったんですか。想定と实际が。わかる範囲で結構です。

A Recamp がどれだけの収益を理想としていたかわからないのですが、令和4年、令和5年で、市に報告を受けている数字では、指定管理単体、それ以外の事業の収入もありますから、それを除いた指定管理としての経営の状況ですと、令和4年度は収益としてマイナス1,000万円ぐらいの赤字です。令和5年度については1,150万円ほどの赤字になっておりますので、そういったところが要因かなと思っております。

Q すみません、ちょっと聞きそびれたから、キャンプ場だけの赤字ですか、この関連でその会社の赤字が出たってことをいってるんですか。

A 今申し上げた数字は、萬城の滝キャンプ場の指定管理業務になります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。